



(国の支援策)

No.	事業名	対象者		支援内容		問い合わせ先 (市外局番019)	区分																			
		規模・形態	業種	売上高減少率等 該当要件	給付・補助金等金額			備考																		
1	日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (国民生活事業分) 令和5年3月31日まで延長	中小企業	金融公庫 適用業種	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業績悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方 ①最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少 ②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業など、前4年同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高(業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高)が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の平均売上高	①基準金利から3年間0.9%引下げ 国民事業：1.23%→0.33%(4年目以降は基準金利) ②実質的な無金利化 (国の特別利子補給制度 最長3年間分利子相当額) (注)特別利子補給は令和4年9月30日の借入申込受付分をもちまして終了となりました。それ以前に借入申込をしている際は利子補給申請受付期限は令和5年2月28日までとなっております。	【資金使途】 運転・設備資金 【担保】 無担保 【借入上限】 8,000万円 【利下げ限度額】 6,000万円 * 公庫の既存債務の借換含む 【貸付期間】 設備20年以内(措置期間5年以内) 運転20年以内(措置期間5年以内)	日本政策金融公庫 国民生活事業 盛岡支店 TEL623-4376 又は滝沢市商工会 TEL684-6123	融資関係																		
2	日本政策金融公庫 新型コロナ対策マル経融資 令和5年3月31日まで延長	小規模 事業者	金融公庫 適用業種	①最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方 ②前4年全ての同期との比較が望ましくない場合であって、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 a 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高 b 令和元年12月の売上高 c 令和元年10月～12月の平均売上高	①基準金利から3年間0.9%引下げ 国民事業：1.3%→0.4%(4年目以降は基準金利) ②実質的な無金利化 (国の特別利子補給制度 最長3年間分利子相当額) (注)特別利子補給は令和4年9月30日の借入申込受付分をもちまして終了となりました。それ以前に借入申込をしている際は利子補給申請受付期限は令和5年2月28日までとなっております。	【資金使途】 運転・設備資金 【担保】 無担保・無保証人 【借入上限】 通常のマル経融資 と別枠で1,000万円 【貸付期間】 設備10年以内(措置期間4年以内) 運転10年以内(措置期間3年以内)	滝沢市商工会 TEL684-6123	融資関係																		
3	雇用調整助成金の特例措置 (コロナ特例)の経過措置 令和5年3月31日まで継続	全般	全般	雇用調整助成金の助成内容は令和4年12月以降、通常制度としますが、業況が厳しい事業主については一定の経過措置を設けます。経過措置の対象範囲に該当する場合、令和4年12月1日から令和5年3月31日までが助成対象となります。 ●労働者に対して一時的に休業等を行い雇用維持を図り、以下の条件を満たす事業主 ①令和3年1月8日以降の解雇等の行っていない ②生産指標が、前年同期比(令和元年から4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可)で1ヵ月10%以上減少している ③生産指標が、直近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している 詳しくは、厚生労働省HP、岩手労働局にご確認下さい。	経過措置の内容について (注)上段は助成率、下段は金額は1人1日あたりの上限額。 括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合(※1) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和4年12月～令和5年1月</th> <th>令和5年2月～3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中小企業</td> <td>原則(※2)</td> <td>2/3 8,355円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>特に業況が厳しい事業主(※3)</td> <td>2/3 (9/10) 9,000円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大企業</td> <td>原則(※2)</td> <td>1/2 8,355円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>特に業況が厳しい事業主(※3)</td> <td>1/2 (2/3) 9,000円</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> なお、コロナ特例を利用したことがない事業所が、令和4年12月1日以降の休業等について雇用調整助成金を利用する場合は、生産指標の要件等、通常制度の要件に該当する必要があります(一部緩和措置あり)。詳細は通常制度のガイドブック及び以下のリーフレットを参照ください。 (ガイドブック) https://www.mhlw.go.jp/content/000656127.pdf (リーフレット) https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001007940.pdf			令和4年12月～令和5年1月	令和5年2月～3月	中小企業	原則(※2)	2/3 8,355円	-	特に業況が厳しい事業主(※3)	2/3 (9/10) 9,000円	-	大企業	原則(※2)	1/2 8,355円	-	特に業況が厳しい事業主(※3)	1/2 (2/3) 9,000円	-	【申請期限】 支給対象期間の末日の翌日から起算して2ヵ月以内です。 申請期限を過ぎた場合は、申請を受け付けることができません。 なお、令和5年3月31日を含む判定基礎期間の申請期限は、令和5年3月31日必着となります。	岩手労働基準局 職業対策課分室 助成金相談コーナー TEL606-3285 厚生労働省 コールセンター 0120-603-999 ●厚生労働省特設ページ 	給付金 助成金
		令和4年12月～令和5年1月	令和5年2月～3月																							
中小企業	原則(※2)	2/3 8,355円	-																							
	特に業況が厳しい事業主(※3)	2/3 (9/10) 9,000円	-																							
大企業	原則(※2)	1/2 8,355円	-																							
	特に業況が厳しい事業主(※3)	1/2 (2/3) 9,000円	-																							
4	小学校休業等対応助成金 令和5年3月31日まで延長	中小企業	全般	●給付対象 令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間で、①と②に該当する子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(年次有給休暇を除く)を取得させた事業主は助成金の対象となります ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業などをした小学校など(保育所等を含みます)に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども	●支給額 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10 令和4年10月1日～11月30日 日額上限額：8,355円 令和4年12月1日～3月31日 日額上限額：8,355円	【申請期限】 令和5年1月31日 (休暇取得期間R4.10.1～11.30) 令和5年5月31日 (休暇取得期間R4.12.1～R5.3.31) 【申請書】 厚生労働省HPから印刷 【申請書の提出先】 岩手県労働局 雇用環境・均等部(室) まで郵送 *必ず配達記録が残る郵便(特定記録郵便 やレターパックで送付)	支援金 コールセンター TEL0120-876-187 受付時間 9:00～21:00 (土日・祝日含む) ●特設ページ 	助成金																		

※前4年いずれかとは
前年、前々年、3年前、4年前の
いずれか




新型コロナウイルス感染症に対する事業者向けの主な支援策一覧

令和5年1月4日現在

滝沢市商工会

(県の支援策)

No.	事業名	対象者		支援内容		問い合わせ先 (市外局番019)	区分	
		規模・形態	業種	売上高減少率等 該当要件	給付・補助金等金額			備考
1	新型コロナウイルス感染症 対策資金「対策資金」	全般	全般	新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化している方に対し て設備・運転資金を融資し、経営の安定や生産性の向上を支援する ●次の要件いずれにも該当する中小企業等 ①最近1か月間の売上高等が15%以上減少 ②下記のいずれかの認定を市町村から受けられる方 ・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号	①融資限度額8,000万円 ②融資利率 年1.4%以内（固定） 年1.2%以内（変動） ③保証料率年0.4%（県保証協会の信用保証を付す） ④担保 金融機関所定の条件 【取扱期間】 令和5年3月31日まで	【資金用途】 運転・設備 【融資期間】 10年以内（据置期間2年以内） 【融資限度額】 8,000万円 【融資利率】 年1.4%以内（固定） 年1.2%以内（変動） 【保証料率】 年0.4% 【担保】 金融機関所定の条件による 【保証人】 原則法人の代表者除き不要	岩手県 商工労働観光部 経営支援課 金融担当 Tel629-5541 	融資関係
2	新型コロナウイルス感染症 対策資金「伴走支援資金」	全般	全般	新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化している方に対し て設備・運転資金を融資し、経営の安定や生産性の向上を支援する ●次の要件いずれにも該当する中小企業等 ①最近1か月間の売上高等が15%以上減少 ②下記のいずれかの認定を市町村から受けられる方、又は、一般保証 を利用する方 ・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号	①融資限度額10,000万円 ②融資利率 年1.4%以内（固定） 年1.2%以内（変動） ③保証料率年0~0.95%（県保証協会の信用保証を付す） ④担保 金融機関所定の条件 ⑤その他 経営行動に係る計画書を作成すること 【取扱期間】 令和5年3月31日まで	【資金用途】 運転・設備 【融資期間】 10年以内（据置期間5年以内） 【融資限度額】 10,000万円 【融資利率】 年1.4%以内（固定） 年1.2%以内（変動） 【保証料率】 年0~0.95% 【担保】 金融機関所定の条件による 【保証人】 原則法人の代表者除き不要 【その他】 経営行動に係る計画書作成すること	岩手県 商工労働観光部 経営支援課 金融担当 Tel629-5541	融資関係

●岩手県の新型コロナウイルス感染症関連情報 専用QRコード



(市の支援策①)

No.	事業名	対象者		支援内容		問い合わせ先	区分	
		規模・形態	業種	売上高減少率等 該当要件	給付・補助金等金額			備考
1	滝沢市物価高騰対策支援金	中小企業	全般	新型コロナウイルス感染症の影響による原油価格・物価高騰の影響を受けている市内事業者を支援することを目的に、岩手県が実施する「物価高騰対策支援金」の給付を受けた中小企業者及び個人事業者に対して支援金を給付 * 岩手県の物価高騰対策支援金については県の支援策を参照 ● 次のいずれにも該当する方 (1) 市内に事業所を有する中小企業者及び個人事業者であること (2) 岩手県が実施する「物価高騰対策支援金」の「原材料等支援金」または「原材料等支援金と家賃等支援金の両方」(最大 200 千円)のいずれかの支給決定を受けていること	● 支給額 1事業所あたり10万円 ● 申請から交付までの流れ (1) 提出書類を揃え、滝沢市商工会へ申請(郵送等) ↓ (2) 審査後、交付決定通知書が発行されます ↓ (3) 支援金の給付(指定口座へ振り込み)	【申請期間】 令和4年9月2日～令和5年2月28日 【提出書類及び添付書類】 (1) 滝沢市物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号) (2) 岩手県が実施する「物価高騰対策支援金」に係る支給決定通知書の写し (3) 通帳の写し(通帳の表紙と表紙の裏面の写し) (4) 法人: 履歴事項全部証明書の写し(発行から3か月以内のもの) 個人事業者: 代表者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等の写し)	滝沢市商工会 Tel684-6123	支援金

● 滝沢市の新型コロナウイルス感染症に関する情報 滝沢市役所ホームページ

http://www.city.takizawa.iwate.jp/life/taki_kenko/_11359/_12421.html